

永平寺町財務規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年9月9日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第22号

永平寺町財務規則の一部を改正する規則

永平寺町財務規則(平成18年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第67条第1項前段中「押印」を削り、「ならない。」の次に「ただし、契約書を作成した場合は、債権者の記名押印がなければならない。」を加える。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。